

## 会議記録（１）

会議名称	第 8 回北本市住民自治条例制定研究懇話会		
開会及び閉会日時	平成 19 年 6 月 23 日（土） 午後 1 時 30 分～午後 4 時		
開催場所	北本市文化センター 第 1 研修室		
議長氏名	会長 内田政之助		
出席委員(者)氏名	有働 秀鷹 荻野 照夫 河井 宏暢 古賀 利雄 細井久美子 浅野 昭八 阿久井美代子 内田政之助 勝 豊 加藤 信利 北村 浩一 関山 邦孝 高荷 正春 竹村 元宏 堀越 一三 三橋 博 加藤 一男 田中 正昭 山本 浩之 福島 洋輔 オブザーバー参加 立正大学 山口道昭教授		
欠席委員(者)氏名	高橋 伸治 下里 晴朗 秋葉三枝子 小関真美子 田中 昭仁 野地恵美子 宮原 鈴代 大熊 純司		
説明者の職氏名	秘書政策室 主席主幹 横田順一 主幹 長嶋太一		
事務局職員職氏名	秘書政策室 参事 岩崎雄一 主席主幹 横田順一 主幹 長嶋太一 主査 佐藤健市		
会議次第	1 開会 2 あいさつ 3 議題 (1)前文の検討 (2)条例素案作成のポイント 4 その他 5 閉会		
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次第</li> <li>・ 前文案（総則研究グループ平成 19 年 6 月 23 日修正案）</li> <li>・ 他市の条例に位置づけられている主な項目</li> <li>・ 第 6 回・第 7 回・第 8 回市民 WS 条例に位置付けすべき項目の整理</li> <li>・ グループワーク討議の整理(第 3 回懇話会～第 5 回懇話会) その 2</li> </ul>		

## 会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
事務局	<p>1 開会</p> <p>これより、第8回北本市住民自治条例制定研究懇話会を開会いたします。 開会にあたりまして会長のご挨拶をお願いします。</p> <p>2 あいさつ ・内田会長</p> <p>3 議題 (1)前文の検討</p>
議長（内田会長）	<p>それでは、前回の会議で3つのグループから発表された条例の前文案につきまして、総則研究グループが3つの案を整理していただきましたので発表していただきます。よろしくをお願いします。</p>
浅野委員 (総則研究グループ委員からの補足)	<p>———前文案を発表———</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なるべくわかりやすい文章でなるべく短くまとめることを心がけた</li> <li>・4者の協働として市職員をあえて入れた</li> <li>・「基本原則を定めます」という一文を入れるべきか</li> <li>・この案でいいというものではない。「行政運営から行政経営へ」という表現もわかりづらいかもしれない</li> <li>・基本理念についてもまだ整理されていないので、今後文章を整理していく必要がある。仮置きの前文として次の作業に入っていければと思う</li> </ul>
議長	<p>ありがとうございました。それでは、この案についてご意見やご質問をいただきたいと思います。ご意見、ご質問のある方は、ご発言ください。</p>
有働委員	<p>3段目の「そのため」は、主語としての「私たちは」にした方が良くないのでしょうか。</p>
勝委員	<p>「大宮台地に位置する恵まれた環境」とありますが、これについては、必ずしも恵まれていた環境だった訳ではないと思うのです。恵まれた環境になかったけれども、先人達が苦勞して守り抜いてきた綺麗な自然が残っている。それ</p>

## 会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
竹村委員	<p>を後世に引き継いでいくという文とした方が良いと思います。それから、「少子高齢化、高度情報化社会」という表現は、「少子高齢化の進行、高度情報化社会の進展」などの表現に整理した方が良いのではないのでしょうか。</p> <p>最後の段落の「これら北本市」とありますが、「これら」は何を指すのか、何が基本理念なのだろうかと思いました。また、「少子高齢化、高度情報化社会」については、日本全国、同じ状況にあるはずで、北本市の特殊な状況はどうでしょうか。それを含めて将来に対応していくべきではないかと思います。</p>
山本委員	<p>私も北本市独自の課題や他のまちにないものを入れて、それを解決する方向を記載すべきだと思います。</p> <p>それから「少子高齢化」ではなく、既に「少子高齢社会」になっていると思いますのでこの表現は改める必要があると思います。また、「行政経営」という表現も少しわかりづらいように思います。</p>
河井委員	<p>北本市独自の課題につきましては、この前文の整理の際にグループでも議論したところです。しかし、北本市固有の事項はなかなか出てきませんでした。</p> <p>この「少子高齢化」で始まる文章についても最初は「北本市では」と書き出していましたが、議論の中で北本市に限らず全国で起きている現象であるため、「北本市では」の一文を削除した経緯があります。</p>
高荷委員	<p>いくつか疑問に思った点を申し上げますが、行政の役割として経営という表記は馴染まないのではないのでしょうか、また、市の職員は市長の補助職員なのだから市という表現でいいのではないのでしょうか。あと、「協力して」は「協働して」ではないのでしょうか。</p>
浅野委員	<p>地方分権一括法が施行されて、地方公共団体も競争していく状況になった。これからの公共は何でも税金でやらなければならないというものではないという意味から、経営という表現を使いました。</p>
加藤(一)委員	<p>私も市職員は市長の補助執行者ですから市でいいと思い</p>

## 会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
北村委員	<p>ます。下の段では、市長と市議会という表現になっていますので整理する必要があると思います。また、「協力」も「協働」に改めるべきだと思います。</p> <p>それから「埼玉県のほぼ中央に位置し」と「大宮台地に位置する」で「位置」という言葉が２つ出てきていること、また、「即ち、これからのまちづくりは」の「即ち」のつながりがよくわからないので整理された方が良いでしょう。</p> <p>今回の前文案のまとめでは、必要なキーワードが漏れていないか注意し、なるべく短い文章化を心がけて作りました。まだ、たたき台に近いものですので、適当なところで振り返って直していくことにしたいと考えています。</p>
有働委員	<p>今回の作業は、条例制定の考え方をこのようにまとめてみましたということで、これで決定するものではないと思います。仮の前文としてこの考えのもとに各条文の検討に入っていきたいと考えます。</p>
古賀委員	<p>前文は600字でまとめられたということですが、500字くらいの簡潔な文章でお願いしたいと思います。</p>
有働委員	<p>先生からこの前文案に関してコメントをいただきたいと思いますが、お願いできますか。</p>
山口教授	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条文の作成は行ったり来たりするものだと思う</li> <li>・ 前文もそうだが条文も最初から100%のものを作るのは無理だと思う。80%で合意して次へ行き、精度が上がってきたら元へ戻っていくような進め方で100%に近づいていければいいと思う。その方が合意が取りやすいのではないか</li> <li>・ 条文についてもまだ個別の表現について詰める必要はないのではないか</li> <li>・ 前文は次に続く条文の頭出しの意味合いを持つ</li> <li>・ 市の職員の責務が前文にいるのかいないのかについては、中味の議論が未だされていないので、その議論を経て前文へ戻ってくるべきではないか</li> <li>・ 今後の手順として、この前文からキーワードを取り出す作業が必要であると思う</li> </ul>

## 会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
山口教授	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前文に規定したものは、条文に入れる</li> <li>・前文の様子をみると市民と行政が一緒にやっぺいこうと いうものになっているように思う</li> <li>・条文の検討段階で前文の文章も変わる</li> <li>・行政機構のあり方や行政機関の義務を規定する</li> <li>・市民はこういうことをやっぺいこう、行政はこういうこ とをしなければならぬということを規定する</li> <li>・前文に「緑にかこまれた健康な文化都市」を記載するの であれば、個別の領域が必要かどうかを検討する必要がある</li> <li>・個別の領域を条文にしないのであれば「緑にかこまれた 健康な文化都市」の文言は前文からなくなることもありうる</li> <li>・個別の条文と前文は連動している</li> </ul>
議長	<p>それでは、今後、条文を検討していく中で前文を修正して いくということ、また、この前文案の理念の下に条文の 検討に入っていくということによろしいでしょうか。</p>
全委員	<p>————承認————</p>
議長	<p>行政運営、行政経営という表現について先生はどうお考 えですか。</p>
山口教授	<p>自治体経営という言葉が使われていますが、市は市長と 補助機関のみならず議会も入ります。行政がやるべきこと、 民間でやること、行政と民間で協働してやることを整理し ていくことだと考えます。</p> <p>(2)条例素案作成のポイント</p>
議長	<p>それでは、議題の(2)条例素案作成のポイントに進みたい と思います。この議題につきましては、山口先生からお話 しいただきたいと考えます。先生、よろしくお願ひ申し上 げます。</p>

## 会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
山口教授	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前文案の中から項目出しをして条文の作成に進めばよいと思う</li> <li>・義務規定とする場合は「何々しなければならない」とし、罰則規定を設けることもある。自治基本条例の場合、別の条例で定めることも考えられる</li> <li>・努力義務とする場合、「何々するよう努めなければならない」とし、罰則は設けなくてもチェックをする必要がある。その場合、自治推進委員会等を設置し、進行管理を行うことも考えられる</li> <li>・「何々する」、「何々するものとする」の場合もチェックをする必要がある</li> <li>・条例に位置付けすべき項目を分科会を出して全体会でどのような規定にするのかを確認する方法で進めてはどうか</li> <li>・情報公開などについては、既に条例があるので自治基本条例で頭出しをし、具体的に体系化していく必要がある</li> <li>・現在、条例がないもので、たとえばコンプライアンス条例などは、「条例を定めるように努力する」等の表現としたらどうか</li> </ul>
議長	<p style="text-align: center;">ありがとうございました。それでは、先生へのご質問等がありましたらお願いします。</p>
竹村委員	<p style="text-align: center;">条文を作る前に何をしたら良いでしょうか。</p>
山口教授	<p style="text-align: center;">項目を出して、その重要度を考える必要があります。「なくてはならないもの」「なくても良いもの」「あった方が良いもの」に分けて考えたらどうでしょうか。</p>
竹村委員	<p style="text-align: center;">住民があることに気が付いて提案したいと思った場合、議会と行政のどちらに提案すべきでしょうか。</p>
山口教授	<p style="text-align: center;">制度を作るのは議会ですが、市民は、行政に対して条例作成を求めることも出来ます。議会と行政、どちらに提案することも可能です。</p>
竹村委員	<p style="text-align: center;">例えば、不法投棄を例にとると制度を作る場合は、議会に提案するべきものでしょうか。</p>

## 会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
山口教授	制度的にはどちらでも出来ます。
北村委員	議会で条例を作っている例はありますか。
山口教授	所沢市のダイオキシンの規制に関するものは議会提案でした。しかし、多くの自治体では、行政が根回しをして議会に提案するパターンが多いです。住民が直接請求することも出来ます。
勝委員	一般的には条例は市が案を作って議会が決定するパターンですが、市民が作るときの方法として特徴的なものはありますか。
山口教授	この懇話会は、市長が議会に提案するための素案を作成することが目的で設置されているのだと思います。今回の自治基本条例では、特に議会の部分の規定が問題になるかと思えます。 三鷹市では、自治基本条例の作成にあたり、市民会議とパートナーシップ協定を結び、その中で市民がつくった案を尊重して行政案にしますということを協定書に書いています。
浅野委員	議会が自治基本条例を作る例もあるのですね。
山口教授	北海道の栗山町では「議会基本条例」を定め、町長が議員に逆質問できる権利を規定しています。 自治基本条例の中で別に議会に関する条例を定めることも出来ると思います。
浅野委員	パートナーシップの原則、形について伺います。
山口教授	パートナーシップは対等性であり、協働の中味の一つだと思います。コラボレーションは異なった主体が一緒にやることです。行政は、市民が税金を払って信託されているという点から対等ではないため、パートナーではないという考え方もあります。

## 会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
北村委員	市民ワークショップが始まる時に、今回作成する条例については、罰則規定を設けないという説明があったように思いますが、いかがですか。
山口教授	憲法にも罰則がないように、「何々しなければならない」としても罰則を設けないことが多いです。
三橋委員	自治基本条例ではどこまで踏み込んでいけばよいのでしょうか。
山口教授	行政に対する義務付けと、行政をしぼるのではなく、市民はこうやって行くというものを規定すべきと思います。これまでの前文案を見る限りでは、市民が行うべき事を規定することが多いパターンのように思います。条文上の整合性も有り、行政への義務付けが多くなってしまっは、「簡素で効率的な行政」という表現とは矛盾します。
河井委員	自治基本条例とまちづくり基本条例の違いは何ですか。
山口教授	まちづくり基本条例は、このようなまちをつかっていきましようというものであり、自治基本条例は、自治体機構の在り方や市民の役割、議会の役割等を規定し、行政組織をどう動かしていくかということの規定することが多いようです。
関山委員	自治体の最高法規ということで、憲法第94条の条例の制定権を改めて条文に入れる必要がありますか。
山口教授	法律の範囲内で作るものですからあえて入れる必要はないと思います。
北村委員	自治基本条例に、あらゆる情報を公開するとした場合、問題は生じますか。
山口教授	自治基本条例では、原則公開ということの規定すればよいのではないのでしょうか。すでに情報公開条例があるので、それに委任し、不開示事項は、個人情報保護などの規定により取り扱うこととなります。

## 会議記録（3）

発言者	発言内容・決定事項
三橋委員	多くの市民の方にこの条例制定の作業に関心を持ってもらうためにはどうしたらよいでしょうか。
山口教授	<p>会議などで市民が案を作っていることを知らせ、他の市民の意見を聞いていくことだと思います。</p> <p>議員も市民の一人ですから、会への参加や傍聴を呼びかけたり、会議の状況をお知らせすることが必要だと思います。</p>
議長	<p>先生、ありがとうございました。</p> <p>ほかにご質問等ございますか。</p> <p style="text-align: center;">———特になし———</p> <p>それでは、今日の議事はこれで終了します。</p> <p>4 その他</p> <p style="text-align: center;">———次回の日程</p> <p style="text-align: center;">7月14日(土)午後1時30分から</p> <p style="text-align: center;">北本市文化センター第1研修室で開催予定———</p> <p>5 閉会</p> <p style="text-align: center;">———有働副会長あいさつ———</p>
<p>議事の概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">北本市住民自治条例制定研究懇話会 会長</p>	